

議案第 3 3 号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 3 1 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項第 1 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める 2 者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 2 条 杉並区職員の旅費に関する条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める 2 者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同項第 7 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「死亡」を「死亡の」に改める。

第3条 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「死亡」を「死亡の」に改め、「含む。）」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加え、同項第2号及び第3号中「死亡」を「死亡の」に改める。

第15条第8項第2号中「含む。）」を「含む。第5号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第5号中「同条第2項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項」に改める。

第4条 杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第3号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第2条の4第1号及び第2号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第3条第5号、第4条及び第8条第7号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第5条 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項及び第2項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第16条第1項中「その配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を、「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第6条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第18条第1項中「その配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を、「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第7条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

第8条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年

杉並区条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第2項中「配偶者又は」を「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは」に改め、「親族」の次に「又は同一の世帯に属する者」を、「以下同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第9条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第17条第1項第2号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第19条第1項及び第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

- 2 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第 号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第14項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）」を加える。

- 3 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第 号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると杉並区教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）」を加える。

- 4 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第 号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると杉並区教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「生じた日」の次に「（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）」を加える。

（提案理由）

扶養手当の対象となる扶養親族の範囲を改める等の必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計の途がなく主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下同じ。）又はパートナーシ ップ関係（双方又はいずれか一方が 性的指向が異性に限らない者又は性 自認が出生時に判定された性別と一 致しない者であり、互いを人生のパ ートナーとして、相互の人権を尊重 し、日常の生活において継続的に協 力し合うことを約した2者間の関係 その他の婚姻関係に相当すると任命 権者が認める2者間の関係をい う。）の相手方（以下「パートナ ーシップ関係の相手方」という。）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第15条 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計の途がなく主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下同じ。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第15条 住居手当は、次の各号のい ずれかに該当する職員に支給する。</p>

(1) 略

(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれでもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(単身赴任手当)

第16条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給

(1) 略

(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（配偶者の_____ない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(単身赴任手当)

第16条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者_____と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給

<p>する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>する。ただし、配偶者_____の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者_____の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3及び4 略</p>
--	--

第2条による改正（杉並区職員の旅費に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p>

又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 略

2及び3 略

_____、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者_____、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 略

2及び3 略

第3条による改正（杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(遺族の範囲及び順位) 第4条 前条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。	(遺族の範囲及び順位) 第4条 前条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

<p>(1) 配偶者（届出をしないが職員の<u>死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。</u>）<u>又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者</u></p>	<p>(1) 配偶者（届出をしないが職員の<u>死亡</u> <u>当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。</u>） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>
<p>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の<u>死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの</u></p>	<p>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の<u>死亡</u> <u>当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの</u></p>
<p>(3) 前号に掲げる者のほか、職員の<u>死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族</u></p>	<p>(3) 前号に掲げる者のほか、職員の<u>死亡</u> <u>当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族</u></p>
<p>(4) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>(失業者の退職手当)</p>	<p>(失業者の退職手当)</p>
<p>第15条 略</p>	<p>第15条 略</p>
<p>2～7 略</p>	<p>2～7 略</p>
<p>8 第1項、第3項及び第5項から前項</p>	<p>8 第1項、第3項及び第5項から前項</p>

までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3)及び(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居

までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
_____と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3)及び(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居

<p>所を変更する者 <u>その者及びその者</u> <u>により生計を維持されている同居の</u> <u>親族又はパートナーシップ関係の相</u> <u>手方の移転に通常要する費用を考慮</u> <u>した同条第2項に規定する移転費の</u> <u>額に相当する金額</u></p> <p>(6) 略</p> <p>9～14 略</p>	<p>所を変更する者 <u>同条第2項</u> <u>に規定する移転費の</u> <u>額に相当する金額</u></p> <p>(6) 略</p> <p>9～14 略</p>
--	---

第4条による改正（杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定め る日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の 条例で定める日は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める 日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をし ないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下同じ。）<u>又は</u> <u>パートナーシップ関係（双方又はい</u> <u>ずれか一方が性的指向が異性に限ら</u> <u>ない者又は性自認が出生時に判定さ</u> <u>れた性別と一致しない者であり、互</u> <u>いを人生のパートナーとして、相互</u> <u>の人権を尊重し、日常の生活におい</u> <u>て継続的に協力し合うことを約した</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定め る日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の 条例で定める日は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める 日とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をし ないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下同じ。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p>

2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する

_____が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する

日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方

日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者_____が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者_____

がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳到達日(当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ及びエ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者_____が当該子の1歳到達日(当該配偶者_____が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ及びエ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の
 条例で定める場合は、1歳6か月から
 2歳に達するまでの子を養育する非常
 勤職員が、次の各号に掲げる場合のい
 ずれにも該当する場合（当該子につい
 てこの条の規定に該当して育児休業を
 している場合であって次条第7号に掲
 げる事情に該当するときは第2号及び
 第3号に掲げる場合に該当する場合、
 規則で定める特別の事情がある場合に
 あっては同号に掲げる場合に該当する
 場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳
 6か月到達日の翌日（当該非常勤職
 員の配偶者若しくはパートナーシッ
 プ関係の相手方がこの条の規定に該
 当し、又はこれに相当する場合に該
 当して地方等育児休業をする場合に
 あっては、当該地方等育児休業の期
 間の末日とされた日の翌日以前の
 日）を育児休業の期間の初日とする
 育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職
 員が当該子の1歳6か月到達日にお
 いて育児休業をしている場合又は当
 該非常勤職員の配偶者若しくはパー
 トナーシップ関係の相手方が当該子
 の1歳6か月到達日において地方等
 育児休業をしている場合

第2条の4 育児休業法第2条第1項の
 条例で定める場合は、1歳6か月から
 2歳に達するまでの子を養育する非常
 勤職員が、次の各号に掲げる場合のい
 ずれにも該当する場合（当該子につい
 てこの条の規定に該当して育児休業を
 している場合であって次条第7号に掲
 げる事情に該当するときは第2号及び
 第3号に掲げる場合に該当する場合、
 規則で定める特別の事情がある場合に
 あっては同号に掲げる場合に該当する
 場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳
 6か月到達日の翌日（当該非常勤職
 員の配偶者 _____
 _____がこの条の規定に該
 当し、又はこれに相当する場合に該
 当して地方等育児休業をする場合に
 あっては、当該地方等育児休業の期
 間の末日とされた日の翌日以前の
 日）を育児休業の期間の初日とする
 育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職
 員が当該子の1歳6か月到達日にお
 いて育児休業をしている場合又は当
 該非常勤職員の配偶者 _____
 _____が当該子
 の1歳6か月到達日において地方等
 育児休業をしている場合

(3)及び(4) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6)及び(7) 略

(3)及び(4) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 配偶者 _____ が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者 _____ と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6)及び(7) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこ

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者_____が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者_____と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者_____が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者_____と別居したこ

と、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 略

と、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者_____が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 略

第5条による改正 (杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

新	条	例		旧	条	例
---	---	---	--	---	---	---

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者（第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号

_____で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者（第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号

の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))

の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)) _____

_____で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))

が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者_____、父母、子、配偶者_____の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

第6条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)
第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁	第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁

組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）におい

組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） _____

_____で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）におい

て常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職

て常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職

員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（介護休暇）

第18条 教育委員会は、職員がその配

員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） _____

_____で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

（介護休暇）

第18条 教育委員会は、職員がその配

偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

偶者_____、父母、子、配偶者_____の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。

2 略

第7条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p>し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p>
--	---

第8条による改正 (杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含</p>

む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。)を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは2親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下

む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。)を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)) _____

_____で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者又は _____ 2
_____ 親等内の親族 _____
_____で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下

「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。)を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者

「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項において同じ。) _____

間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

_____で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 略

第9条による改正(杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は<u>パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

力し合うことを約した2者間の関係
その他の婚姻関係に相当すると教育
委員会が認める2者間の関係をい
う。)の相手方(以下「パートナ
ーシップ関係の相手方」という。)

(2)～(6) 略

3及び4 略

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のい
れかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第19条第1項又は第3項の規
定により単身赴任手当を支給される
職員で、配偶者又はパートナーシ
ップ関係の相手方(配偶者及びパート
ナーシップ関係の相手方のいずれも
ない職員にあつては、満18歳に達
する日以後の最初の3月31日ま
の間にある子)が現に居住する住宅
(公舎等で教育委員会規則で定める
ものを除く。)に同居するとき世
帯主となるもののうち、当該住宅を
借り受け、月額2万7,000円以
上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(単身赴任手当)

第19条 学校を異にする異動又は在勤
する学校の移転に伴い、住居を移転
し、父母の疾病その他の教育委員会規

(2)～(6) 略

3及び4 略

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のい
れかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第19条第1項又は第3項の規
定により単身赴任手当を支給される
職員で、配偶者(配偶者の

ない職員にあつては、満18歳に達
する日以後の最初の3月31日ま
の間にある子)が現に居住する住宅
(公舎等で教育委員会規則で定める
ものを除く。)に同居するとき世
帯主となるもののうち、当該住宅を
借り受け、月額2万7,000円以
上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(単身赴任手当)

第19条 学校を異にする異動又は在勤
する学校の移転に伴い、住居を移転
し、父母の疾病その他の教育委員会規

則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3万円（教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が教育委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3及び4 略

則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者_____と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者_____の住居から在勤する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3万円（教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者_____の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が教育委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3及び4 略

附則第2項による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～10 略</p>	<p>1～10 略</p>
<p>11 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区職員の給与に関する条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、施行日以後、引き続き、配偶者を有しない場合（<u>杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第 号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生</u></p>	<p>11 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区職員の給与に関する条例第12条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、施行日以後、引き続き_____</p>

活において継続的に協力し合うことを
約した2者間の関係その他の婚姻関係
に相当すると任命権者が認める2者間
の関係をいう。)の相手方(以下「パ
ートナーシップ関係の相手方」とい
う。)のいずれも有しない場合)で、
かつ、満15歳に達する日後の最初の
4月1日から満22歳に達する日以後
の最初の3月31日までの間になく配
偶者を欠く一子を扶養する場合(当該
職員が改正後の条例第12条第2項第
2号に該当する扶養親族たる子を新た
に扶養することにより扶養手当の支給
額が改定される場合を除く。)その他
これに準ずる場合には、改正後の条例
第12条の規定及び前項の規定にかか
わらず、次の各号に掲げる年度に限り、
当該各号に定める月額配偶者を
欠く一子に係る扶養手当を支給するも
のとする。

(1) 略

(2) 令和元年度から令和5年度まで
_____ 1万3,000円

12 前項の規定により扶養手当を受け
ている職員が配偶者又はパートナ
ーシップ関係の相手方を有するに至った場
合その他の同項の規定による扶養手当
を受ける要件を欠くに至った場合(当
該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が

____、満15歳に達する日後の最初の
4月1日から満22歳に達する日以後
の最初の3月31日までの間になく配
偶者を欠く一子を扶養する場合(当該
職員が改正後の条例第12条第2項第
2号に該当する扶養親族たる子を新た
に扶養することにより扶養手当の支給
額が改定される場合を除く。)その他
これに準ずる場合には、改正後の条例
第12条の規定及び前項の規定にかか
わらず、次の各号に掲げる年度に限り、
当該各号に定める月額配偶者を
欠く一子に係る扶養手当を支給するも
のとする。

(1) 略

(2) 平成31年度から平成35年度
まで 1万3,000円

12 前項の規定により扶養手当を受け
ている職員が配偶者_____
_____を有するに至った場
合その他の同項の規定による扶養手当
を受ける要件を欠くに至った場合(当
該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が

<p>満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p>	<p>満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p>
<p>13 略</p>	<p>13 略</p>
<p>14 附則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日(令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日)の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p>	<p>14 附則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日_____の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p>
<p>15～21 略</p>	<p>15～21 略</p>

附則第3項による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1及び2 略</p>	<p>1及び2 略</p>
<p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区幼稚園教</p>	<p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区幼稚園教</p>

育職員の給与に関する条例第 1 1 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子のうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、配偶者を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 5 年杉並区条例第 号）の施行の日（以下「令和 5 年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると杉並区教育委員会が認める 2 者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ、満 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の

育職員の給与に関する条例第 1 1 条第 2 項第 2 号に該当する扶養親族たる子のうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き_____

_____、満 1 5 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 2 2 歳に達する日以後の最初の

- 3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される場合を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。
- (1) 略
- (2) 令和元年度から令和5年度まで
 _____ 1万3,000円
- 4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。
- 5 略
- 6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナ

- 3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される場合を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。
- (1) 略
- (2) 平成31年度から平成35年度まで
 _____ 1万3,000円
- 4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。
- 5 略
- 6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____

一シブ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日_____の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

附則第4項による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、<u>配偶者</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けている者を除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き_____</p>

を有しない場合（杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第 号）の施行の日（以下「令和5年改正条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると杉並区教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される場合を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第14条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に

_____、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間がない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第14条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される場合を除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第14条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に

係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 略

(2) 令和元年度から令和5年度まで
_____ 1万3,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。

5 略

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（令和5年改正条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、令和5年改正条例施行日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 略

(2) 平成31年度から平成35年度
まで 1万3,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。

5 略

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者_____を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日_____の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。